

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による監督処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十六年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 監督処分をした年月日

平成二十六年十月十四日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地

一級建築士事務所たつみ設計

奈良市荻町一七〇

三 開設者の氏名

巽 和愛

四 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

五 登録番号

奈良県知事登録第二〇一四（へ）一〇八一号

六 監督処分の内容

戒告

七 監督処分の原因となった事実

一級建築士事務所たつみ設計の管理建築士である巽和愛は、建築士法第十条第一項第一号の規定により、国土交通大臣から戒告の懲戒処分を受けました。

このことが、建築士法第二十六条第二項第四号に該当します。